

## 証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、追加型証券投資信託「マネックス・フルトン・チャイナ・フォーカス」(以下、「当ファンド」といいます。)につきまして、信託を終了(繰上償還)することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

### 1. 信託終了(繰上償還)の理由

当ファンドは2006年8月10日に設定し、主として中華人民共和国(香港を含み、以下「中国」といいます。)および中国周辺国の株式、株価連動証券ならびに株価指数先物に投資を行い、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、2019年4月末時点の受益権口数が約6.2億口と信託約款に定める繰上償還(信託終了)の基準となる口数(10億口)を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還(信託終了)する予定です。

### 2. 信託終了(繰上償還)までの日程について

- ・ 受益者および受益権口数の確定日 : 2019年7月10日
- ・ 異議申立期間 : 2019年7月10日～2019年8月19日
- ・ 繰上償還の可否判断日 : 2019年8月20日
- ・ 買取請求期間 : 2019年8月29日～2019年9月17日
- ・ 繰上償還日(予定) : 2019年11月20日

### 3. 異議申立て手続きについて

2019年7月10日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある方は、2019年7月10日から2019年8月19日までに、当ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、2019年7月10日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2019年11月20日をもって当ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額(受託会社が買取請求書を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額)で、当ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

2019年7月10日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  
アセットマネジメントOne株式会社